

1 総則

(1) 一般原則（条例第4条）

ア 児童福祉施設においては、日頃から職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設の安全確保に努めること。（第4条第2項関係）

〈参考〉

・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）

児童福祉施設に設置している遊具については、「児童福祉施設等の設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号）に基づき、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応を行うこと。

イ 木材は温度調整、断熱、衝撃吸収等の面で優れた特性を有しているとともに、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることによって、入所者の心理的・情緒的な効果が期待できることから、内装等への木材の利用に努める旨の規定を設けたものであり、県産材の利用にも配慮されたい。（第4条第5項関係）

(2) 非常災害への対応（条例第5条）

ア 非常災害に際して必要な諸設備の整備、具体的計画の策定、関係機関への通報、連絡体制の整備及び避難訓練、救出訓練の実施等その対策について万全を期さなければならないこととしたものである。

訓練は、施設の立地条件に応じて災害の種類（火災、地震、風水害、土砂災害等）や時間帯（昼間、夜間）等の様々な状況を想定して実施することが望ましいこと。

イ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないこと。

災害によりライフラインが断絶することも想定されるため、飲料水、非常用食料の備蓄をするとともに、医薬品、調理器具、自家発電設備等を備えておくことが望ましいこと。

また、備品や工作物の落下・転倒防止の対策を講じておくこと。

ウ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法の規定に基づく消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。計画には、災害時における職員の責任分担を明確にしておくこと。

エ 「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

特に、定期的に防災マニュアルの確認を全職員で行うなど、日頃から職員の防災意識を高めておくことが必要であること。

また、地元自治会等との災害時協力体制に関する協定、他の社会福祉施設等との災害時の入所者受入れに関する協定等を締結しておくことが効果的であること。

(3) 職員の知識及び技能の向上等（条例第7条）

職員（児童福祉施設の長を含む。）に対し、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上のための研修計画を定め、研修の機会を確保すること。（第7条第2項関係）

(4) 衛生管理等（条例第12条）

児童福祉施設は、乳幼児等、体力・抵抗力の弱い者が集団的生活や活動を行う場であることを十分認識の上、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知が発出されているので、通知に基づき適切な措置を講じること。

次に掲げる感染症又は食中毒が発生した場合は、感染症にあつては保健福祉事務所健康づくり支援課、食中毒にあつては保健福祉事務所食品・生活衛生課あてに報告すること（平成17年2月22日付社援発0222002号厚生労働省社会・援護局長通知、平成17年2月22日付16厚第794号社会部長通知）

- i 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ii 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- iii 上記以外であつて、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(5) 食事（条例第13条）

入所者に提供される食事の食材として、県産の農畜産物等を利用することによって、利用者が旬の新鮮な食材を活用した食事の提供を受けられるなど、食生活の充実につながるほか、より地域に密着した施設運営に資すると認められることから努力義務として設けた規定である。（第13条第3項関係）

(6) 給付金として支払を受けた金銭の管理（条例第15条）

乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の厚生労働大臣が定める給付金」（平成24年3月31日厚生労働省告示第298号））の支給を受けたときの管理方法及び留意事項については、規則に定めるほか「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について」（平成23年9月30日付雇児発0930第7号）によること。

(7) 秘密保持等（条例第18条）

ア 児童福祉施設の職員（児童福祉施設の長を含む。）に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。（第18条第1項関係）

イ 過去に当該児童福祉施設の職員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を採ることを義務付けたものであり、具体的には当該職員等が、職員等でなくなった後においても業務上知り得た秘密を保持すべき旨を職員の雇用時等に取り決める等、必要な措置を講ずべきこととするものである。

（第18条第2項関係）

ウ 入所者が他の児童福祉施設等を利用する等の理由により、当該児童福祉施設以外の他の児童福祉施設等に対して情報の提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得る必要があることを規定したものである。(第18条第3項関係)

ただし、次の場合は事前に本人の同意を得ることを要しない。

i 法令に基づく場合

(例)

- ・社会福祉法等に基づき立入検査等を受けた場合に検査官に個人情報を提供する場合
- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づき児童虐待に係る通告を行った場合
- ・捜査機関の行う任意調査(刑事訴訟法第197条第1項)
- ・その他(「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン(平成16年11月厚生労働省)」別表2「福祉関連事業者の通常の業務で想定される主な利用目的の事例(法令に基づく場合)」を参照。

なお、平成16年12月の児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号)により、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規定により地方公共団体が設置することとされた「要保護児童対策地域協議会」が、同条第2項に定める情報の交換及び協議を行うため必要と認め、関係機関等に対し同法第25条の3による協力を求めた場合の、施設を行う資料又は情報の提供等は、法令に基づく場合として解されるものであること。

ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・急病となった場合に医師に対し、状況を説明する場合
- ・暴力団員に関する情報を交換する場合

iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例)

- ・児童虐待事例について関係機関と情報交換する場合

IV 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(例)

- ・統計法により調査に協力する場合

入所者本人が、未成年者又は被後見人の場合は、法定代理人の同意を得ることが必要である。一定の判断能力を有する未成年者等については、あわせて本人の同意を得ることが望ましい。

<参考>

・「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン(平成16年11月厚生労働省)」

(8) 苦情解決（条例第 19 条）

ア 苦情解決の仕組みの指針については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成 12 年 6 月 7 日付け児発第 575 号厚生省児童家庭局長通知）が発出されているので参照すること。

特に、苦情解決に当たっての中立性や客観性を確保する観点から、当該児童福祉施設の職員以外の第三者の関与を講じるようにすること。

イ 同条第 1 項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、施設内の掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知することが望ましいこと。

ウ 苦情に対し、組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（当該児童福祉施設が提供した援助等とは関係ないものを除く。）の受付日、内容等を記録しておくこと。

施設は、苦情が施設の提供する援助等の質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、質の向上に向けた取組を自ら行うべきであること。

また、援助等の質や信頼性の向上を図る観点から、個人情報を除いて、苦情解決の結果を施設広報誌や事業報告書等により公表するよう努めること。

〈参考〉

「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」（平成 12 年 8 月 22 日付け児発第 707 号）

(9) 事故発生時の対応（条例第 20 条）

入所者が安心して児童福祉施設の援助等を受けられるよう、入所者に対する援助等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の、必要な措置を講ずべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、入所者に対する援助等により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

ア 児童福祉施設は、入所者に対する児童福祉施設における援助等により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。

イ 児童福祉施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

ウ 児童福祉施設は、事故が生じた場合にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会まとめ）が示されているので参考にされたいこと。

エ 児童福祉施設において災害・事故が発生した場合は、別途定められた連絡系統に基づき、保健福祉事務所福祉課あてに「災害・事故に伴う被害状況報告書」を提出しなければならないこと。

保育所においては、「保育所及び認可外保育施設における事故報告について」（平成 22 年 1 月 19 日雇児保発 0119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、「事故報告様式」に基づき保健福祉事務所福祉課あて報告すること。

2 助産施設

業務の質の評価等（条例第 25 条）

助産施設は、自己評価、外部評価等において入所者の視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて常にその業務の質の向上に努めなければならないこと。

3 乳児院

退院者への支援（条例第 34 条）

当該規定は、平成 16 年 12 月の児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）により児童福祉法第 37 条に定める乳児院の施設目的（行う業務）として明確化されている、退院後のアフターケアの実施について定めたものである。

乳児院を退院後の乳（幼）児が安定した生活を送るため、以下の点を参考に取り組みものとする。

- ① 措置変更又は受入れにあたり、継続性に配慮した対応を行う。
 - ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
 - ・退所先の地域の関係機関と連携し、退所後の生活が安定するよう努める。
 - ・措置変更等に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会等の開催など相互の連携に努める。
 - ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
 - ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
- ② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰の支援を行う。
 - ・退所に当たってはケース会議を開催し、保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係行政機関と協議のうえ、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
 - ・子どもが退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
 - ・退所後も施設として保護者や子どもが相談できる窓口を設置し保護者や子どもに伝える。
- ③ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行う。
 - ・児童相談所との連携の中で、退所後のリスクアセスメントを踏まえて十分な検討を行い、復帰後の安全性への確認と、危機的状況が生じた場合の対応について検討し、具体的な手立てを明確化しておく。
 - ・子どもの状況や家庭の状況を把握し、退所後の記録を整備する。

詳細は、「乳児院運営指針」（平成 24 年 3 月 29 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照のこと。

4 母子生活支援施設

退所者への支援（条例第 43 条）

当該規定は、平成 16 年 12 月の児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）により、児童福祉法第 38 条に定める母子生活支援施設の施設目的（行う業務）として明確化されている、退所後のアフターケアの実施について定めたものである。

母子生活支援施設を退所後の母子が安定した生活を送るため、以下の点を参考に取り組むものとする。

- ① 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行う。
 - ・子どもの発達や生活の記録、アルバムの作成などを行い支援の継続性に活用する。
 - ・移行前の支援として、引き継ぎや申し送りの手順・文書等の内容をあらかじめ定める。
 - ・施設の変更後も、母親や子どもが相談できるように窓口や担当者等の取り決めを行う。
 - ・変更による受入の際には、前任の担当者から育ちの記録等の文書を使い適切に引き継ぎを行う。
- ② 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行う。
 - ・退所後のアフターケアが効果的に行われるよう、退所後の支援計画を策定する。
 - ・退所した地域で健康で安心して暮らすため、必要に応じて退所先の行政、医療福祉、ボランティア、NPO団体をはじめ、幅広い地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切なサービスが受けられるように支援する。母子自立支援員や民生委員・児童委員との連携も必要である。
 - ・退所後も母親と子どもが電話や来所によって、施設に相談できることを説明し、個々の状況に配慮しながら、生活や子育て等の相談や同行等、必要な支援を提供する。
 - ・退所後も、学童保育や学習支援、施設行事への招待等の支援を行う。

詳細は、「母子生活支援施設運営指針」（平成24年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照のこと。

5 保育所

(1) 設備（条例第44条・規則第12条）

「乳児室」と「ほふく室」の設備基準について、規則第12条第1号に定めたので取扱いについて留意すること。

<参考>

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について（平成23年10月28日付雇児保発第1号）

(2) 食事の提供に関する特例（条例第45条・規則第13条）

満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、施設外で調理し搬入すること（以下「外部搬入」という。）ができる要件は、規則第13条に定めたので取扱いについて留意すること。

3歳に満たない児童に対する食事の提供については、引き続き特区の認定を申請し、その認定を受けた場合に限り、外部搬入が認められること。

<参考>

「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日付雇児発0601第4号）

「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付雇児発第86号）

(3) 業務の質の評価等（第50条）

保育所は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて常にその業務の質の向上に努めなければならないこと。

6 児童厚生施設

業務の質の評価等（第 55 条）

児童厚生施設は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて常にその業務の質の向上に努めなければならないこと。

7 児童養護施設

退所者への支援（条例第 66 条）

当該規定は、平成 16 年 12 月の児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）により、児童福祉法第 41 条に定める児童養護施設の施設目的（行う業務）として明確化されている、退所後のアフターケアの実施について定めたものである。

児童養護施設を退所後の児童が安定した生活を送るため、以下の点を参考に取り組むものとする。

- ① 措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行う。
 - ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
 - ・措置変更に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのために日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
 - ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
 - ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
 - ・里親、児童自立支援施設などへの措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応する。
 - ・18 歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応する。
- ② 家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。
 - ・退所に当たって、ケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
 - ・子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
 - ・退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口を設置し子どもと保護者に伝える。
 - ・子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備する。
- ③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援する。
 - ・子どもの最善の利益や発達状況を鑑みて、高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や、18 歳から 20 歳までの措置延長を利用して自立支援を行う。
- ④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を積極的に行う。
 - ・アフターケアは施設の業務であり、退所後も施設に相談できることを伝える。
 - ・退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。
 - ・必要に応じて、児童相談所、市町村の担当課・地域の関係機関・自立援助ホームやアフターケア事業を行う団体等と積極的な連携を図りながら支援を行う。

- ・施設退所者が集まれるような機会を設けたり、退所者グループの活動を支援し、参加を促す。

詳細は、「児童養護施設運営指針」（平成 24 年 3 月 29 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照のこと。

8 情緒障害児短期治療施設

退所者への支援（条例第 93 条で準用する条例第 66 条）

当該規定は、平成 16 年 12 月の児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）により、児童福祉法第 43 条の 5 に定める情緒障害児短期治療施設の施設目的（行う業務）として明確化されている、退所後のアフターケアの実施について定めたものである。

情緒障害児短期治療施設を退所後の児童が安定した生活を送るため、以下の点を参考に組み合わせるものとする。

- ① 子どもの状況に応じて退所後の生活を見据えた見立てを行い支援する。
 - ・退所後の地域での生活を見通して、年齢、発達や治療の状況など個々の状態に応じた社会性の獲得ができるよう、子どもの自主性や主体性を尊重した支援を計画的に行う。
 - ・社会人としての生活を目指す場合は、社会人としての自覚が持てる様な取り組みを行い、困ったときに頼れる人、機関があるという認識が持てるように支援する。
- ② 措置変更又は受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行う。
 - ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
 - ・措置変更等に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携を努める。
 - ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
 - ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
- ③ 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。
 - ・退所に当たってはケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
 - ・家庭引き取りの場合は、子どもや家庭の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にする。
 - ・退所後も施設として子どもが相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える。
 - ・子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備する。
- ④ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行う。
 - ・通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行う。
 - ・アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝える。
 - ・退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。
 - ・子どもとともに退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
 - ・施設退所者が集まれるような機会を設ける。

詳細は、「情緒障害児短期治療施設運営指針」（平成 24 年 3 月 29 日付厚生労働省雇用均等・

児童家庭局長通知)を参照のこと。

9 児童自立支援施設

退所者への支援（条例第 102 条で準用する条例第 66 条）

当該規定は、平成 16 年 12 月の児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）により、児童福祉法第 44 条に定める児童自立支援施設の施設目的（行う業務）として明確化されている、退所後のアフターケアの実施について定めたものである。

児童自立支援施設を退所後の児童等が安定した生活を送るため、以下の点を参考に取り組みものとする。

① 措置変更又は受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行う。

- ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
- ・措置変更に当たり、引き継ぎを行う相手の施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
- ・社会人としての生活を目指す場合は、社会の一員であり、信頼できる人に支えられていることの自覚が持てるように支援する。
- ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
- ・前任の養育者や担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。

② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。

- ・退所に当たってはケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
- ・家庭引き取りの場合は、子どもや家庭の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にする。
- ・退所後も施設として子どもが相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える。

③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行う。

- ・アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝える。
- ・必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村の担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図る。
- ・退所した子どもに対して、定期的かつ必要に応じて、手紙、訪問、通所や短期間の宿泊などの支援を行う。
- ・子どもとともに退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活支援体制の構築に努める。
- ・施設退所者が集まれるような機会を設け、退所した子どもの来所を温かく受け入れる。

詳細は、「児童自立支援施設運営指針」（平成 24 年 3 月 29 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照のこと。